

自然科学研究機構分子科学研究所知的財産委員会規則

平成16年4月1日
分研規則第17号

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明等規程（平成16年自機規程第12号）第11条第2項の規定に基づき、自然科学研究機構分子科学研究所知的財産委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 自然科学研究機構分子科学研究所（以下「研究所」という。）における知的財産の創出、取得、管理及び活用を戦略的に実施するとともに、知的財産の一元的な管理及び活用を行うことにより、研究所における教育研究活動の活性化を図り、先端科学分野の進展に資することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究所長が指名した研究教育職員 1名
- 二 研究領域及び研究施設の研究教育職員 若干名
- 三 岡崎共通研究施設の研究教育職員 若干名
- 四 技術推進部長が指名するユニット長1名
- 五 財務課長
- 六 国際研究協力課長
- 七 知的財産及び産学連携マネジメントできる者で、研究所長が委嘱した者 若干名
- 八 その他研究所長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第2号から第3号及び第7号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 知的財産戦略の企画、立案、推進に関すること。
- 二 知的財産の創出、権利化、管理、活用に関すること。
- 三 産学官連携の企画、立案、推進に関すること。
- 四 技術移転の仕組みに関すること。
- 五 その他知的財産及び産学官連携に関し必要な事項

(定足数)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

2 国外出張者、休職者及び長期の休暇を承認された者は、前項の定足数の基礎となる数に参入しない。

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによ

る。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、岡崎統合事務センター国際研究協力課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。